

本郷地区社会福祉協議会規約

(名 称及び目的)

- 第1条 名称は本郷地区社会福祉協議会と(以下本会と言う)称し、地区社会福祉の進展をはかり、あわせて学校教育の後援振興につとめる事を目的とする。

(会 員)

- 第2条 本会の会員は本郷地区に居住して、本会の主旨に賛同する者を持って会員とする。

(事務局)

- 第3条 本会の事務局は本郷公民館内に置き、会長が委嘱する。

(事 業)

- 第4条 本会の目的達成の為に主に次の事業を行う
- 1) 本郷地区の社会福祉に関する調査及び研究
 - 2) 福井市社会福祉協議会との連絡協調
 - 3) 本会の役員の研修に関する事
 - 4) 本会の共通的な広報に関する事
 - 5) 地区の社会福祉活動に必要な事業に関する事

(役 員)

- 第5条 本会に次の役員を置く

会 長	1名	副会長	2名
推進委員	若干名	監 事	2名

- 2 役員は総会において選出する。
ただし、役員の選任基準については別表(1)によるものとする。

(顧 問)

- 第6条 本会に顧問をおく事が出来る。

(職 務)

- 第7条
- 1 会長は本会を代表し会務を総理する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
代理する順位は会長が予め決定するものとする。
 - 3 推進委員は本会の運営に参画し、会員との連携にあたる。
 - 4 監事は本会の会計及び業務の執行を監査する。

(任 期)

- 第8条
- 1 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない
 - 2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第9条

- 1 本会の会議は総会及び役員会とする。ただし本会の性格上必要に応じ役員会をもって総会とする事が出来る。
- 2 総会は毎年一回開催し、決算及び予算の承認、会務の報告、規約の改廃、その他必要な事項を審議し、決定する。
- 3 役員会は役員で構成し、具体的な実行方法を策定する為、必要に応じ開催する。
- 4 会議は会長が召集し、議長となり、議事は出席者の過半数をもって決する。

(会 計)

第10条

本会の経費は協力金、補助金、寄付金、その他をもってこれに当てる。
協力費の基準は別表(2)によるものとする。

(会計年度)

第11条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第12条

この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は会長が役員会にはかり定める。

附則

この規約は昭和55年6月24日より施行する。
ただし55年度の会計年度は設立当初のため昭和55年6月24日より翌年昭和56年3月31日までとする。
この規約は昭和60年6月5日より施行する。
この規約は平成2年4月1日より施行する。
この規約は平成7年5月24日より施行する。
この規約は平成10年5月26日より施行する。

(表2)

- 1) 地区の自治会長 (表1)
- 2) 地区の民生(児童)委員
- 3) 地区の福祉委員
- 4) 地区の小学校の代表者
- 5) 地区のPTAの代表者
- 6) 地区の体育振興会の代表者
- 7) 地区の高齢者組織の代表者
- 8) 地区の交通安全組織の代表者
- 9) 地区の身体障害者組織の代表者
- 10) 地区の青壮年組織の代表者
- 11) 地区の婦人組織の代表者
- 12) 地域福祉推進に理解のある者

町 名	戸数	町 名	戸数
大 谷	21	木 米	7
八 幡	19	西荒井	19
灯 豊	12	河 内	7
ネオボリス本郷	75	東 平	3
荒 谷	46	足 谷	1
大 年	46	猫 瀬	0
中	9	奥 平	5
一王寺	14	中 平	4
中河内	4	清水平	0
柿 谷	5		
合 計		297	